

## ヴェーバー市民社会論の可能性 —— 比較市民社会史研究序説 ——

田 中 豊 治

今日、市民社会論は、アカデミズムでも論壇でも、世界的にもっとも問題性を孕む尖鋭なテーマとなっている。

M・ヴェーバーの著作には、「市民」ないし「市民層」(Bürger oder Bürgertum) についての記述は無数にあるものの、「市民社会」(bürgerliche Gesellschaft) という用語はほとんど見当たらない。にも拘わらず彼の浩瀚なる歴史社会学的業績は、今日われわれが日常的に何気なく、「市民社会」ないしその構成要素である「市民」と呼び慣わしている事象を、知的に内省し考察してみる上で、とりわけて上記の市民社会論ブームで、全世界的規模でさまざまな状況と意図からさまざまに意味づけられて用いられている「市民社会」(ないし「市民」) 概念に、厳密な学問的検討を加えてゆく上で、きわめて貴重な手がかりとふかい示唆とを与えてくれるものを、無尽蔵に含んでいる。少くとも筆者にはそう思えるのである<sup>(1)</sup>。

そうした意味あいから、彼の諸業績の中から今日問題となっている「市民社会」的(ないし「市民」的) コンテキストに関連があると思われる、もろもろの論点をとりだし、それらを互いに整合的に関連づけることによって、ひとつのまとまった概念像にまで再構成してみる仕事は、意味のあることであろう。つまりそうした意図のもとに、ヴェーバー市民社会論の可能性を追究する作業を通じて、現代市民社会論に対するひとつの批判的視座を構築してみようと思うのである。

それでは、ありうべきヴェーバー市民社会論の基本的視座を、どこに設定したらよいのであろうか。大把みにつぎの5点を要約的にあげておきたい。

第1に、ヴェーバーは、最晩年の『宗教社会学論集』「序言」(Vorbemerkung) の冒頭で「普遍史的な問題のたて方」を示し、世界史的にみて「西洋にだけ見られた」一箇の

明白な歴史的事実、すなわち「文化史的観点」からみた「西洋市民層とその固有な性質の成立」、を「文化の普遍史の中心問題」に据えた<sup>(2)</sup>。これは、この西洋独自の「市民層」（すぐれて近代市民層）の「成立」つまりその独自の発生的根拠（Genesis）を普遍史的・文化意義の観点から考察することに、ヴェーバーの問題関心のしたがって彼の歴史社会学の焦点が、定められていたことを示している。だとすれば彼の市民社会論の可能性もまた、この点に視点を定めて、つまりすでに發育し終った「市民」についての静態構造論的再構成としてではなく、あくまで草創期の「市民」形成に注目する発生論的なそれとして、追究されなければならない<sup>(3)</sup>。

第2、同じく最晩年の講義録『経済史—普遍的社会経済史要綱』（Wirtschafts-geschichte, — Abriß der universal Sozial-und Wirtschafts-geschichte）<sup>(4)</sup>に端的に示されているように、「市民層」は、経済のみならず政治、身分においてそれぞれ形成された、三要素市民からなる複合的社会層であり、かつ「特殊近代西洋」のものでありながら、歴史的にはともに同じく西洋の一部である古典古代、中世にその「先蹤」をもっている。その意味でひろく世界史的にみれば、西洋固有の概念的定在である。したがって市民社会論もまた、市民のもつこの独特な複合的性格と西洋独自の産物という歴史的・性格からでてくる問題、異文化領域間の複雑な相互連関とそのことが市民ならびに市民社会のあり方に及ぼす規定性の克明な比較史的分析、ならびに「市民」成立の有無に重大にかかわる西洋と非西洋の歴史的・文化的対比、という視角を、そのかなめ石として持たねばならない<sup>(5)</sup>。

第3、異文化領域間の、互いに反撥しあいながらもあくまで社会的概念としては一箇の社会層として、収斂ないし統合に向けて互いに吸引しあう市民の両義指向性は、市民概念が本来的に内面的に緊張を孕んだ構造をもっていることを示す。そればかりではない。『倫理』論文をはじめとする『宗教社会学論集』の諸論攷が鋭意追究を重ねているように、この緊張は究極的には、何らかの価値関心に、積極的にせよ消極的にせよ、かかわりをもつ主観的精神的契機と、種々の外的社会的関係に規定される客観的構造的契機との、矛盾的相克といういわば垂直的緊張でもあり、「市民」とは概念的に、いわば水平的にして垂直的な内面的緊張に貫がれた定在として構想されている。ヴェーバー市民概念のユニークな特徴は、いわば主観的投企性と客観的規定性とが相克する、この矛盾的定在としてのダイナミックな「市民」をあくまで基礎範疇として、構成された動学的理論としての性格を、

その市民社会論に付与するものといわなければならない<sup>(6)</sup>。

第4、ヴェーバー市民概念のダイナミックな性格は、彼のカリスマ理論において、その変革性をもっとも鋭く表出するものとなっており、彼の市民社会論の動学的特質を鮮明に示現する。「非日常的」政治状況としてしかあらわれるほかない「真正カリスマ」（ないし「純粹カリスマ」）的支配が、歴史上つくりだす「歴史の特殊創造的革命的な力」は、世界史上、とりわけて近代草創期の西欧市民層（とくにアングロサクソン市民層）に文字どおり身をもって具現され、世界史を巨しく転換させる決定的原動力となった。まさしく上記の諸文化要素間ないし内的外的諸要素間の相克は、強烈なカリスマ的リーダーシップの下に、市民の内面において緊張を保ちつつしかも限りない求心的統合志向により、互いに相乗効果を発揮しつつ、市民の巨大な現状変革力を醸成することになった。ヴェーバー市民社会論は、この歴史創造の秘密にふかく分け入り、その原動力を鋭く剔抉したものとして、その歴史的担い手として指定された草創期近代の<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>カリスマ的市民層に焦点を合わせて、つまりここに基点を据えて構成されなければならない。そうすることによって、たといカリスマの不可避的「日常化」——諸要素の緊張的凝集の弛緩とやがて乖離ないし背反——に伴なって、悠久なる歴史上、ほんの瞬過的出来事として変革を完了するや否や、新たな構造的保守化（広義での伝統主義的日常化）を来たすものであったとしても、あるいはまさにそうであるからこそその作用に着目することによって、単に事象の観想的静学的分析にとどまるのではなく、歴史のダイナミクスにいっそう肉迫することができる動学理論の構築が可能となると考える<sup>(7)</sup>。

第5、今日われわれが読むことのできる『政治論集』所収の諸論説や夥しい書簡のたぐいは、ヴェーバーの現実政治に対する並々ならぬ関心を知ることを可能にしている。彼のあまたの政治論説や政策提言の中には、当時のドイツの現実に対して、「市民」の成熟と活躍を期待し、とりわけて西欧の草創期近代市民の批判的検討にもとづいて、新生市民層の陶冶と育成こそが、敗戦国ドイツのもっとも根本的でしかも焦眉の課題であるとみなす、祖国に対する切実な想いを読みとることができる<sup>(8)</sup>。市民社会論は、彼のこうした政策的提言ないし実践的課題と通底し、理論と実践、端的にいえば学問と政治、とを媒介する接点としての位置をしめている。

それは、いうまでもなく科学と政治を即自的に直結したり、あるいは逆に全く無関係な

ものとして切り離してしまうということではない。むしろ両者を、範疇的には決して一元化されることの不可能な別箇の領域として峻別しつつ、しかも政治固有の論理を昇華し科学の論理にくみかえ、科学の中に内面化させることで、つまり政治の問題を厳密に学問的方法に則って知的認識の次元で再構成することによって、政治と対決し、それによって政治の要請にあくまで科学の埒内で応えてゆこうとする営為である。つまり市民ないし市民社会の問題は、あくまでアカデミックな普遍的知識コスモスの構築という自律的営みの「中心的」一環に据えられ、精密かつ体系的な学的認識の追究という至上命令の下におかれながら、同時に他方では、現実ドイツの焦眉の、もっとも切実かつ「中心的な」政治的実践課題として、この学的認識の営みに正面から対決を迫る、という性格のものである。市民社会論は、すぐれてこうした実践的要請との格闘に媒介されており、したがって立論（概念の構築と論理構成）の中にそうした要請に対決する方法的手だてを装備し、その意味で高度に矛盾を孕んだ、決してそれ自身の認識の即自的な体系的完結にのみ自足することを許されない、本質的にディアレクティッシュな性質をもった理論として、構築されねばならない<sup>(9)</sup>。

## 注

- (1) 最近の市民社会論の輪郭と動向のあらましを知るには、J. Keane (ed), *Civil Society and State*, 1988 ; J. A. Hall (ed), *Civil Society, theory, history, comparison*, 1995 ; M. Walzer (ed) *Toward a Global Civil Society*, 1995 ; etc. を、またこの問題にかんする興味あるコメントとしては、さしあたり福田歓一「最近の Civil Society 論と政治学史の視点」『福田歓一著作集』岩波書店、vol.10. 1998. を参照されたい。
- (2) 周知のとおり、原文は「純粋に経済的にみれば自由な労働の合理的組織をもつ市民的経営の資本主義の成立」と、この「文化史的観点からの西洋の市民層とその固有な性質の成立」とを、「あるいは」<oder> という接続詞でいわばメダルの両面のように連結し、かつ「自由な労働」「市民的経営の」「市民層」をとくにゲシュペルトで特大表記して、ともに「文化の普遍史の中心問題」に据えている (GAzRS. Bd. I. S. 10)。この「序言」に後続する「倫理」論攷 (増補改訂版) 末尾の注にあるとおり (Ibid., S.206. Anm.I.)、(おそらく未完成部分をも含めて)『宗教社会学論集』は、「文化発展の総体」という視野の下で、「宗教と社会の普遍史的な関連にかんする比較研究の成果を書きあげる」ことを企図したものである。この「宗教と社会の普遍史的な関連」の追究は、近代西洋がつくりだした「普遍的な文化諸現象」とりわけ全人類にとり「もっとも運命的な力」である「近代資本主義」の発達を見すえて、「西洋文化独特な合理主義」を、その「文化史的な差異」に着目して、一方で「経済の土台としての意義に照応する経済的諸条件」、他方で「逆の因果関連」すなわち「実践的合理的生活態度をとりうる人間の能力や素質」、といういわば主客両サイドから、相互関連的に追究する、という「序言」の視角と交錯する (Ibid., SS. 11-2.)。上記の「市民的経営の」および「市民層」に付された

ゲシュペルトは、まさしくこうした文脈において、この両サイドを端的に表出ないし集約するアクセントとして理解されるべきであろう。

- (3) 田中豊治「『文化普遍史の中心問題』——ヴェーバー・ルネサンスによせて」(大東文化大学)『経済論集』52、1991。因みに、最近の市民社会論の中には、西欧におけるその歴史的成立と展開の過程に注目する研究も数多く含まれている。しかしたとえば、上掲のJ・キーンやJ・A・ホールの編著の収録論文にしても、あるいは「市民的公共性」(bürgerliche Öffentlichkeit)の「発生」(Genese)を問題としたJ. Habermass, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, 1st Aufl., 1961.にしても、「市民社会」を歴史的カテゴリーとしておさえながら、問題的視野も分析対象も、近代西欧完成期の世俗的世界の急転換の直接的諸要因の検討に、専ら局限されている。これに対してヴェーバーのそれは、さらに時代を遡り、とりわけ宗教改革期の精神的ならびに社会関係史的諸契機の相互連関に近代西洋の「発生」の基点を求め、かつこれを西洋内部についてのみならず、西洋外部(とくにアジア)の諸文化世界との比較という世界史的考察にもとづいて、その普遍史的意義を探ろうとしている点において、ユニークである。この点にかんする興味ふかい指摘として、Max Weber und das Projekt der Moderne, Ein Diskussion mit D. Henrich, C. Offe u. W. Schluchter, in: C. Gneus u. J. Kocka (hrsg.), *Max Weber, Ein Symposion*, 1988.の中で、シュルフターとヘンリヒが、ヴェーバーは他の理論家と異なり、啓蒙主義やフランス革命のような重大な出来事を「分析の中心」におかずに、それらを生みだした「諸前提条件」——それらは中世末期と宗教改革時代に生じた——に「啓蒙主義やフランス革命よりもはるかに大きな作用を、そしてまた『文化的意義』をも、認める判断を下した」としている点を挙げておく。Ditto., SS. 158f.
- (4) 未完に終わったヴェーバー歴史社会科学の構想ないし研究プランの中で、「市民層」ないし「市民社会」(今日の市民社会論が問題としているような)がどこに位置づけられるのがよいか、は現在なお未決な重要問題である。(彼の学問の性格からしておそらく永久に(?)確定されることはない。)彼の主要著作に内在し、そこに提示された複雑に重畳錯綜する絢爛多彩な論述(事実と論理)を整合的に再構成し、あるべきヴェーバー市民社会論を浮び上らせるにあたって、この最晩年の講義録は、きわめて貴重な示唆に富む重要文献である。もちろんW. シュルフターもいうとおり、『経済史』は「ヴェーバー自身の手になるテキストでない」「せいぜい二次的テキストにすぎない。」W. Schluchter, *Die Entstehung der bürgerlichen Lebensführung*, in: G. Wagner u. H. Zipprian (hrsg.), *Max Weber Wissenschaftslehre*, 1994. S. 703 (加藤訳「市民的生活態度の成立」(田中・柳沢・小林・松野尾共編『近代世界の変容』リポート、1991.) 297頁)。しかしそのシュルフターも、別の箇所で「オリジナルなテキストでない」にしても、「経済史はどこか別の箇所で見出されるヴェーバーの所論を含んでいる」として、全面的に『経済史』の論述に依拠して「西洋の特殊な発展」の「成立要因」を整理しているように(Max Weber. *Ein Symposion*. SS. 156-7)、ヴェーバー研究上決して無視しえない文献であることは間違いない。『経済史』は、「社会的ならびに経済の歴史」という限定された視角からの論述であるにせよ、ヴェーバーが最晩年までに達成しえたもろもろの研究成果をもとに、あまたの史実による具体的裏づけを付して、仮設的ではあれ、彼自身の手で一応の体系性と完結性を施して提示した試論的述作であるばかりではない。おそらく彼自身の命名と思われる「普遍的社會經濟史要綱」という講義タイトルが、上述の「序言」や「倫理」増補改訂版で彼がしばしば用いている「普遍史」や「普遍史的関連」と軌を一にしているところからみて、「序言」にいう「普遍史的問題のたて方」にもとづいた所論の一部を、試みに講義の形で概略的に具体化したものとみて、間違いあるまい。(タイトルの出所については、Schluchter, a. a. O., S. 703, Anm. 4. 前掲

邦訳、308. no.9.) とりわけ、そこに含まれている「市民」や「都市」にかんするさまざまな論及、全編中での位置づけは、きわめて示唆的であり、したがって、むろん同書のテーマ上の限界を十分考慮し、適切な方法的配慮を加えた上で、彼の全主要著作と照合し『経済史』の論述を批判的に読む、さらに逆に、後者を「索出」手段として前者を批判的に再構成するという作業の反復は、この場合きわめて有効かつ不可欠な手続きだと考えられる。

- (5) 田中豊治『ヴェーバー都市論の射程』岩波書店、1986；田中前掲稿。因みに、最近の市民社会論が、種々の文化領域にわたる多元論的分析とその総合をめざす傾向を示していることは、たとえば上掲の J・キーンや M・ヴォルツァーなどの研究によってすでに明らかである。ヴェーバー理論研究の中にも、彼の所論を「歴史的比較の社会学」と捉え、それぞれ相対的に独自の動きをする諸要因の複雑に絡みあった「ダイナミックな交互作用」あるいはそれらの「微妙なバランス」の「ダイナミックな関係」として、市民や市民社会の多元論的把握をめざす S・カールバークの諸論攷、たとえば *The Origin and Expansion of Kultur Pessimismus : The Relationship between Public and Private Sphere in Early Twentieth Century Germany*, in : *Sociological Theory, A Semi-Annual Journal of the American Sociological Association*, vol.5, no.2, 1987 ; *Cultural Foundations of Modern Citizenship*, in : B. S. Turner (ed.), *Citizenship and Social Theory*, 1993 ; etc. が注目される。しかし西洋と非西洋の歴史的文化的対比という視角を、十分な方法的自覚の下に高度に精緻に定式化し、具体的実証分析に活かした研究はなお乏しいのが現状である。この点にかんしては『大塚久雄著作集』岩波書店。とくに第12巻が開拓者の意義をもっている。
- (6) この点で、ヴェーバーの所論に依拠して、アメリカ・デモクラシーを支える市民的政治文化の独自のダイナミズムを「構造的要因」と「文化的要因」の絡みあう個性的過程として分析した S. Kalberg, *Tocqueville and Weber on the Sociological Origins of Citizenship : The Political Culture of American Democracy*, in : R. Schroeder (ed.) *Max Weber, Democracy and Modernization*, 1998. (矢野訳「トクヴィルとヴェーバー——アメリカ民主主義の政治文化にみる「市民」の社会学的起源」聖学院大学総合研究所紀要、no.15, 1999) は興味ふかい。田中豊治「最近のヴェーバー研究にみる市民社会論の可能性」(大東文化大学)『経済論集』78, 2001.
- (7) 田中豊治「ヴェーバー理論における市民社会と国家——イギリスを手がかりとして」『聖学院大学総合研究所紀要』15, 1999. なおこれに関連してヴェーバーの「民主制」〈Demokratie〉概念の解釈をめぐる R. Schroeder, *From Weber's Political Sociology to Contemporary Liberal Democracy* と S. Breuer, *The Concept of Democracy in Weber's Political Sociology* (いずれも R. Schroeder (ed.), op. cit. に所収) の相違ならびにその紹介とコメントを試みた箇所(田中前掲稿(「最近のヴェーバー研究」) pp.49-57.)をも参照されたい。因みに、これは、最近のわが国の論壇で注目されている「永久革命としての民主主義」(丸山眞男)の問題とも関連してくる論点でもある。石田雄・姜尚中『丸山眞男と市民社会』(国民文化会議編)世織書房、1997.
- (8) ヴェーバーは、たとえば第一次ロシア革命時の「ロシアにおける市民的民主制の状態」(1906)ではロシアにおける「市民的民主制」成立の可能性を検討し、第一次大戦敗戦時の「ドイツ将来の国家形態」(1918)では「責任の自覚と自信」をもつ自律的「市民」の創出を焦眉の課題にかかげ、あるいは、社会学会創設を呼びかけた「社会政策回状」(1912)ではドイツにおける真の「市民の国」建設の願望を吐露している。田中豊治「ヴェーバー理論における「市民的自由」」『聖学院大学総合研究所紀要』9, 1996；田中前掲稿(「市民社会と国家」)
- (9) もちろんヴェーバーの世界観と科学方法論からして、政治的実践の要請と学的認識のそれとは、究極

において決してあい交わることのない二条の導線であるほかない。「にも拘わらず」(dennoch) それぞれの要請の核心にあるもの、つまり実践上焦眉の特殊に「決定的に重要な問題」と認識上「普遍的意義」を担っている「中心問題」とを、十分自覚的に接近させ重ね合せ、両者の統一に向けて及ぶかぎりそして限りなく懸命の努力を傾けようとするところに、実践には合理的解決への方図を、認識には実践に志向されたダイナミックな性格を、及ぶかぎり与えることが可能となるであろう。市民社会論は、ヴェーバーにとってまさしくそうした位置にあるものとして、追究され再構成されねばならない。

〈追記〉

本稿は、筆者の近著『ヴェーバー市民社会論の可能性』の「序言」として執筆されたものである。出版が遅れている現状にかんがみ、ひとまず単独に発表することとした。